

「裁判員経験者との意見交換会」議事要録

1 日 時 平成23年6月23日（木）午後2時30分から午後4時30分
まで

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室（6階）

3 参加者等

司会者 大谷直人（静岡地方裁判所長）

裁判官 原田保孝（静岡地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 中畑知之（静岡地方検察庁検事）

弁護士 諏訪部史人（静岡県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代・男性・無職

裁判員経験者2番

裁判員経験者3番 70代・男性・無職

裁判員経験者4番 40代・男性・会社員

裁判員経験者5番

裁判員経験者6番 30代・女性・会社員

（裁判員経験者7番は、欠席）

静岡司法記者クラブ記者 13人

4 議事要旨

司会者

皆さん、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。これから、裁判員経験者の方々と法律家の皆さんとの意見交換会を始めさせていただきます。私は、静岡地方裁判所長の太谷でございます。今日は、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずここにおられる方全員から、自己紹介をお願いしたいと思います。順番は、裁判官、検察官、弁護士、裁判員経験者の方の順でお願いいたします。法

律家の方々は、これまで担当した裁判員裁判の件数等に触れていただき、裁判員経験者の方々には、担当された事件の罪名もご紹介いただけたらと思います。

それでは、裁判官から、よろしくお願いいたします。

裁判官

裁判官の原田でございます。よろしくお願いいたします。

静岡地裁本庁ではこれまで13件の裁判員対象事件が判決に至りましたが、私はそのうち11件に関与いたしました。静岡に参ります前に、東京地裁立川支部で裁判員対象事件を2件ほど経験いたしました。私自身としては、今まで13件の裁判員裁判を経験したということになります。

本日は、裁判員経験者の皆様に久しぶりにお会いしまして、裁判員制度に対する忌憚のないご意見を聞かせていただいて、今後の参考にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

検察官

静岡地方検察庁で検事をしております中畑と申します。よろしくお願いいたします。

私は前任の東京地方検察庁にいたときに裁判員裁判3件に関与しまして、この4月に静岡に来てから1件、合計4件に関与しております。

検察庁としてもいろいろと試行錯誤しながらやっておりますが、こうして裁判員経験者の方から忌憚のないご意見を聞ける機会に参加させていただいて、本当に貴重な機会をいただいたと考えております。よろしくお願いいたします。

弁護士

静岡県弁護士会所属の弁護士諏訪部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、静岡で裁判員裁判が実施されてから今まで2件に関与しました。殺人と殺人未遂の弁護を担当させていただきました。若干顔見知りの方もいらっしゃいますのでドキドキしながら、ここに座っております。

なお、私は静岡の弁護士会で、弁護士が裁判員裁判において弁護するにあたってのいろいろな研修を考えたり、どんな裁判員裁判制度が良いのかということ、地元あるいは日本弁護士会連合会というところで考えたりする仕事をさせていただいております。よろしく願いいたします。

1 番

私が参加した事件は殺人未遂です。夫婦でありながら、妻に対する殺人未遂との内容で、悲しいことでした。

2 番

強盗致傷事件に参加しました。本当の素人でこんなことができるのかという不安をずっと抱えて参加させていただいて、今日もその思いで来ております。何かお役に立てれば良いと思っています。

3 番

強制わいせつ致傷などの事件に参加しました。今日は、参考になることが言えるか分かりませんが、よろしく願いします。

4 番

私も強制わいせつ致傷及び迷惑防止条例違反の裁判に参加させていただきました。よろしく願いいたします。

5 番

私も強制わいせつ致傷などの事件に参加しました。今回、十何回やっている事件の中で経験者が集まると聞いていたので、全く知らない人ばかりだろうなと思っていましたら、ご一緒の方が2名もいらしたので、ちょっと安心感があります。ただ周囲にたくさん人がいますので、けっこう仰々しいなと思っています。よろしく願いいたします。

6 番

私が参加した事件は傷害致死です。ちょっと緊張していますが、少しでもお役に立てたらと思いますので、どうぞよろしく願いします。

司会者

ありがとうございました。実は、今日は7名の方にご出席いただく予定で準備をしてきましたが、先ほどどうしても差し支えにより急に出席できないという申出がお一人ありまして、残念なことではありますが、今日は6名の方からお話を伺うことになりましたので、よろしく願いいたします。

私から、一言だけこの意見交換会についてご説明させていただきます。裁判員制度は、施行からちょうど2年が過ぎました。この間静岡県内では、平成21年10月に第1号事件の判決が言い渡されてから、沼津支部、浜松支部を含む県内全体で45の判決が今日までに言い渡されました。この2年を経過したタイミングで、裁判員裁判を実際に体験された皆さんの率直なご意見やご感想をお聞きすることが、今日集まっております我々法律家にとって、今後の裁判員裁判をより良いものにするために重要であろうと考えました。それと同時に、今日はマスコミの皆さんもおられますが、裁判員経験者の皆さんの率直な感想、生の声を国民の皆さんに伝えることで、裁判員裁判について正確なイメージを持っていただくという意味もあるだろうということでこの会を実施したということになります。そういう意味で、今日のこの会の主役はここにおられる6名の裁判員経験者の皆さんということになりますが、こういう場ですと、初めての裁判員裁判とはまた違った意味での緊張感が最初はあろうかと思えます。司会としてはできるだけ皆さんにそのような過度な緊張感がないようにして率直なご感想をお聞きしていきたいと思えます。そのご感想の中では、裁判員裁判が終わった直後のご感想やご意見とはまた違って、少し時間をおいて振り返ってみたときというものもあるかと思えますので、そういうものも含めてお話しただければと思えます。もちろんこういう機会ですので、裁判員経験者の皆さんが疑問に思っていることがあれば、今日は裁判官、検察官、弁護人がそろっておりますので、遠慮なくご質問もしていただければと思えます。

それでは、始めさせていただきたいと思えます。

【全体的な感想について】

まずは裁判員を経験されて一定の時間が経った現時点で、大きな視点からの感想のようなものについて、何でもけっこうですのでお伺いします。

1 番

まず、「呼出状」という言葉ですが、はっきりいうと侮辱しているように感じました。半強制的な感じを受けました。戦時中でもないのに、今の時代でそれが有り得るのかと思いました。第2は、ここに集まった初日から裁判に入るという点について、一般の人にリラックスした時間を与えてから裁判に入るようなシステムにしてほしいと思います。それから、裁判員との間で最終的なまとめをしたときの時間がちょっと足りなかったと思います。

2 番

とても緊張して初日の選任手続期日を迎えました。あらかじめ上司には伝えてはあったものの、裁判員に選ばれなければ半日は仕事に出られるかも知れないという状況で出席したため、裁判員に選ばれてから改めて休暇を取らなければならないことが苦痛でした。一般の方でしたら、同じように感じられる方も多いと思います。仕事を気にしながらという部分もあって大変でしたが、結果としては、周りの方や家族の協力を得られましたので、良い経験をさせていただきました。

3 番

私は戦争を知っている世代でして、70歳を超えているので断ることもできましたが、裁判員制度も含めて、とにかく今の日本の社会、制度は開かれていて良いと感じました。

4 番

静岡地方裁判所で選任手続があって、何か宿命というか運命を感じて、光栄に思って参加させていただきました。

実際に見る法廷は、テレビのドラマで見る法廷とは全く違って、座って

いるだけですごい緊張感を覚えたことが今でも鮮明に思い出されます。非常に責任の重い仕事だったと思います。

5 番

裁判員裁判が終わってから、裁判員裁判について私の周囲の方がどう思っているか話してみたことがありましたが、裁判員裁判について余り関心がないというのか、そもそも何のことか分かっていないように感じました。この制度はみんなに分かりやすくするために始まったと思いますが、実際に裁判員を経験した人は、確率的には何万人のうちの一程度だと思うので、経験したことの無い残り的人には、まだ目的が伝わっていないのかなとぼんやりとですが感じました。私は裁判員裁判の本などを読んだわけではなく、このような制度が世の中にどういう影響を与えるのか分かっていないので、この機会にその辺のところを理解できればと思いました。

6 番

選任されるまではまったく裁判員制度に興味がなく、そういうものが最近できたと思っていただけでした。しかし、いざ自分が経験してからは、テレビのニュースを見ると耳を傾けたりするようになりました。意識が変わったというか、なかなか経験することはありませんが、是非機会があれば積極的に経験していただきたい気持ちです。

司会者

5 番の方のお話は裁判員裁判が重ねられていくことにより、周囲の方が変わっていくのではないかと思ったところ、実際は必ずしも周りの人の関心などが変わっていないという印象も含まれていたというわけですね。

5 番

はい。私もそうでしたが、やった人以外はまだ余り関心がないというか、社会全体の90何パーセントの方はそうなのかなと思いました。

1 番

私の場合は、裁判員裁判に参加したことは言いましたが、中身は一切言っていないです。裁判員候補者通知については、周囲の方にも通知が来た旨聞くので、これから大勢の人が参加してもらえれば、変わってくるのではないかと思います。来るだけでも違うと思います。

そして、職種によっても若干、関心の差があるかも知れません。国家公務員や地方公務員の方々は特に関心が高いと思いました。また、一般の方の多くも関心があるように見受けられ、その中には裁判員裁判に参加したいという人もいました。

司会者

6番の方は、自分としては、参加する前と後とでは、裁判に対する関心が変わってきたというご意見でした。裁判員裁判が終わった後、それまでの自分と、社会に対する見方や周囲に対する見方などについて、変化があったのかについて、どなたかご意見はありますか。

2番

私は、介護の仕事をしています。知的な障害のある成人の方と関わる仕事もしています。裁判員裁判を経験して、発達障害の方が罪を犯さないようにしなくてはならないと感じました。仕事でも、一つの視点ができ、社会で人の迷惑を掛けないように考えるようになりました。

1番

新聞を見るときに順序が変わってきました。裁判員事件については、すべて見るようになりました。そして、裁判員裁判に参加してからは、報道された判決ともし自分がその事件に裁判員として参加したときの判断を比べ、自分の意見がぶれているかどうか確認するようになりました。悲しいのは、家族内の犯罪が多いということです。私もボランティアの経験がありますが、悲しいし、悔しい気持ちです。そういうことを意識するようになりました。

【選任手続について】

司会者

この中には、選任手続後、午後からすぐに裁判員裁判に参加された方と、午後に選任手続を行い、数日後に裁判員裁判に参加された方がいらっしゃると思います。それぞれのやり方を経験されて、手続の進め方や選任されてから実際の公判に臨むまでの時間や仕事、そして、心の準備などに関して、何かご意見やご感想があれば教えてください。

3 番

私は、午後に選任手続を受け、数日後に裁判員裁判に参加しました。間があったので、心の準備ができて良かったです。

1 番

私は、選任手続後、午後すぐに裁判員裁判に参加しました。1日目はよく分からず終わってしまい、振り返って、何だっけと感じました。

2 番

一応休暇を取った上で選任手続に参加しましたが、職場としては、来てもらったら助かると思っていたと思います。そのため、日をおいた方が一般の人にとっては親切ではないかと思います。会社勤めの方は、引継ぎなどを行った上で参加したいと思いますので、数日の間があった方が良いでしょう。

4 番

金曜日の午後に選任手続を受けてから、土、日曜日を過ごして参加しました。スムーズに仕事の引継ぎができて非常に助かりました。

司会者

この二つのやり方は、裁判員裁判が始まる前から念頭にあったのですが、最初は、裁判員の方の参加日数についての負担をできるだけ減らそうと思いました。そうすると、午前から選任手続を行い、その日の午後から裁判員裁判を行うというやり方になります。とりあえずコンパクトにまとめてやってみて、それが国民生活に馴染まないというのであれば、変えていこうと考えてスタート

しました。ただ、今はもう一つのやり方でやっているということですかね。

裁判官

当初は、裁判員の方に負担がないようにと考え、選任手続後すぐに裁判員裁判を始めていました。しかし、今、1番の方や2番の方が言われたように、少し間を空けた方が良いという強い意見があり、途中から、日数をあけて裁判員裁判を行うようにしています。

次に、どれくらい間を空けるのかが問題となります。ある方は仕事の都合上、もう少し空けてもらいたいという意見もありました。しかし、余り空け過ぎると期間が長過ぎることになります。その兼ね合いがとても難しいのですが、今は、皆さんのご意見を聞いて検討を進めています。

司会者

国民の方の実情を踏まえて行っていますが、どちらのやり方でも、それぞれ困るという方もいると思います。できるだけ多くの方の実情に沿った形で行いたいと思っています。いつから裁判員裁判期日をはじめただけでなく、色々な点で改善をしていかなければならないと思っています。

1番

私の経験をした事件は、4日間、緊張し続けました。電車通勤をしていましたが、駅を降りてから裁判所に行くまで、足が重たく感じました。帰りは、ホッとしたためか、降りる駅を通過してもう一つ先の駅まで行ってしまったことがありました。

第1日目に裁判員裁判をやるのであれば、公判の初めにリラックスした時間があれば、即日に裁判員裁判を行っても、緊張感を持ってスピーディに行うことができたのではないかと思います。

司会者

先ほどの呼出状の話ですが、「選任手続のお知らせ」と書かれた書面には、「(呼出状)」と文字が付け加えてあります。率直なところ、違和感がありま

すでしょうか。

3 番

括弧書きはいらないと思います。

司会者

「呼出状」という文字は、法律上の言葉をそのまま使っています。なぜ、そのまま使うかという、呼出状を受けながら、正当な理由なく出頭に応じない場合は、罰則ということにもなりかねません。そのときは、きちんと呼出手続をしたということでないといけません。そのため、「呼出状」という言葉を明記しなければならないことになります。ただ、それを受け取った方の気持ちを考え、本文としては「お知らせ」として、括弧書きで「呼出状」と記載しています。違和感を感じられてしまったというのであれば、申し訳なく思いますが、そういう背景をご理解いただければと思います。この点については、一般の方に配布しています「裁判員ナビゲーション」の中にも、「呼出状」とは何なのかについて、今私が述べたような解説がされていますが、いきなり書面を受け取った方は、違和感を感じるかも知れません。

【公判手続について】

司会者

ご承知のとおり、裁判手続は、冒頭手続から始まり、証拠調べ、論告、弁論、評議という流れになっていきます。冒頭手続の中の冒頭陳述は、これからの全体像を明らかにするという役目があり、検察官と弁護人の双方が行うことで争点を明らかにしていき、審理の言わば土俵のようなものができていく機能があると思います。私も刑事裁判官の出身ですが、裁判官だけで手続をしていたときは、冒頭陳述を行っても土俵の範囲がはっきりしないのに、次々と力士が出てきてしまって、職業裁判官であっても、証拠で何を立証したいのか、頭の整理ができないうちに審理が進んでいくと感ずることがありました。そういう意味で、生まれて初めて裁判を経験された皆さんにとって、冒頭陳述が審理の内

容を明らかにしていくという機能を果たせていたのか否か、その点について、皆さんのご感想やご意見を伺いたいと思います。

4 番

私の場合は、冒頭陳述の中でおおよその争点の整理ができ、全体像がつかめました。検察官と弁護士双方共に問題はなかったと思います。

司会者

書面のようなものが出てきて、口頭でまた説明があったと思いますが、このように、書面を見ながら耳で聞くというやり方は、ずっと頭に入ってきましたでしょうか。

4 番

理解はできたつもりでいます。

5 番

冒頭陳述とその後の検察官、弁護人のやりとりがごっちゃになっているのですが、印象に残ったことは、検察官の説明は、シナリオがしっかりしていて分かりやすいプレゼンテーションが行われ、かなり我々に理解できるように工夫してあったと感じました。また、根拠もしっかりしていて、説得力もあると思いました。私達素人にとっても分かりやすかったです。ただ、判決前の裁判員裁判について新聞で報道されていたのですが、そこに書かれていた内容は、ただ単に内容がこうということだけで、世の中に対しては、その分かりやすさが伝えられていなかったのではないかと思います。世の中に対する発信について、よく分からないところがあります。

司会者

先ほどのご発言と関連させれば、事件がどうだったかという報道とは別に、こんなに分かりやすく裁判員裁判をやっていることを、世の中に対して、もっと伝えてもいいのではないかと思います。ということでしょうか。

5 番

そういう特集が既にあるかも知れませんが、周りの人の興味を引くような番組とかがあれば、もう少し裁判員裁判をアピールできるのではないかと思いますのですがどうでしょうか。

司会者

ここにも新聞やテレビの記者の方もおられますが、裁判員制度が始まって2年ということで特集などそれなりに報道はしていただいていると思います。

弁護士のプレゼンテーションについて、ご要望などがあれば教えてください。

5番

想像ですが、検察官は組織として何回もやっていて、前回の資料などを見て練られてどんどんレベルアップしているのに対して、弁護士の人は初めての方もいらっしゃると思います。それが悪いと言っているわけではないのですが、検察官と比べると相対的にだれが見ても説得力があるようなプレゼンテーションかと言われると、貧弱だったのかなというところがありました。しかし、それで裁判の結果が検察官の求刑どおりになったかというところ、そういうことはないと思います。

司会者

弁護士一人一人が事件を担当しているというだけでは、なかなかトレーニングが積み重なっていかないというところを、もう少し弁護士間の経験が伝達できるような工夫ができればというご指摘ですね。

5番

あくまで想像ですが、そういうことがあれば検察官に対抗できるというか、そういうレベルになってよりもっと周りとしても理解しやすく良い議論ができるかと思います。

1番

弁護人をお願いしたいのですが、若い弁護人はどこで訓練してくるのか分かりませんが、かなりのパフォーマンスを使って弁護側に良いように説得してい

る感じが極端に見えました。弁護人が陳述するときに、傍聴席に向かって演技をして、普段の話とは違ったようなしゃべり方をしていました。

司会者

弁護人が一生懸命やっているけれども、一種のパフォーマンスに感じられて、そうすると傍聴席には意味があるかも知れないが、裁判員として見ると必ずしも心に響かないというか、伝わってこない面があると、そうお感じになるということでしょうか。

1 番

そのとおりです。以前テレビで見たのですが、裁判員に印象づけるためにそういった訓練をしていると報道されていました。

【証拠調べについて】

司会者

証拠調べでは、捜査段階で作られた書類の内容を耳で聞くものと、証人尋問や被告人質問など目と耳の両方で見聞きするものとに大別できると思います。後者の場合、話しぶりについて目でチェックしていただいているわけです。

そこで、まず証人尋問や被告人質問についてお尋ねしたいのですが、一般的に言われるのは、聞いている人の緊張感を途切れさせないように、的確に尋問していくことが必要だという点なのですが、皆さんのご感想やご意見はありますでしょうか。

6 番

特に問題はありませんでした。緊張感を持ってましたし、何を聞かれているかは分かりました。

司会者

書類についてはどうでしょうか。多分、何時間という単位で聞かれていたと思います。実況見分調書、検察官や警察官に対する供述調書などあったと思いますが、それを聞いていて頭の中にこういう証拠なのかということがずっと頭

に入ってきましたでしょうか。

3 番

私が担当したのは、若い青年が若い女性を背後から捕まえて倒したという強制わいせつ致傷でしたので、イメージとしては具体的で入りやすかったです。性犯罪であり、被害者は被告人の近いところで住んでいることもありましたので、被害者が法廷に出て来られないのはやむを得ないと思います。

司会者

性犯罪以外の事件を担当された方はどうでしょうか。書類が読み上げられていくことについて、違和感はございませんでしたでしょうか。

1 番

特にありません。

司会者

証拠調べの時間は相当な時間に及んだと思います。証拠調べだけでも相当疲労感があったと思います。合間に休憩を取って審理を進めていったと思いますが、休憩の間合いについてはどうでしたでしょうか。

1 番

その点については、裁判長が上手くやってくれていますね。休みたいなと思ったとき、ちゃんと裁判長が全体を見てくれていたので、プロだなあと感じました。それと裁判員が一人体調を崩してリタイヤしたときも対応が早かったと思います。

司会者

頭を整理する意味でも、もう少しこまめに休憩を取った方がいいというご意見はありますでしょうか。

5 番

ちょうどいいぐらいで、1 番の方がおっしゃったように、気を配ってくれていたと感じました。

司会者

この後、論告と弁論、評議のあたりをお聞きしていきますが、これまでで何か言い落とした点はありませんでしたでしょうか。

2 番

今でもとても混乱したと思うのが、検察側と弁護側の資料が、後で見返したときに、どれがどちらの書類なのか分かりづらく苦労しました。例えば、片方の資料の端に赤い線を入れてもらうとか、紙の色を完全に変わるとか、分けてもらえれば素人にも分かりやすいと思いました。

司会者

今言われている資料というのは、冒頭陳述や論告のことですか。

裁判官

そのときは、資料が多かったと思います。冒頭陳述や論告だけでなく、証拠書類の写しについても、ポイントとなるところを読むだけでなくお渡しした方がよいと思い、お渡ししたものもあったかも知れません。

1 番

検察官や弁護人から、証拠書面を読んでもらっているときに、こちらは気になるところをチェックしてメモしなければならぬと思いましたが、それに慣れていないので大変でした。

司会者

メモを取る余裕も含めて、検察官や弁護人にもう少し工夫してもらいたいということでしょうか。

1 番

はい。

【論告・弁論について】

司会者

おそらく検察官と弁護人ともに、法廷活動としてはここが最後になるので相

当なエネルギーを注いで準備をした上で訴訟活動を行うと思います。その後の評議につなげる活動として分かりやすいものであったのか、所要時間の長短も含めてどうでしたでしょうか。

3 番

適切だったなという感想です。合格点だと思います。

【評議・判決について】

司会者

ここからが裁判員と裁判官との場面となります。初めて裁判員裁判を経験されて、自由な雰囲気の中で自分の意見を述べることができましたでしょうか。また、最終的な結論を導く中で、その評議のプロセスを今振り返ってみて、皆さんの納得できるものであったか、率直なご意見をお話いただけますでしょうか。

4 番

評議では、自分の意見を言いやすい雰囲気でした。裁判長、裁判官の方々が非常に努力してくださって、自由な意見を述べる場を作っていただけたと思います。

司会者

そう言っていただいた上で、しかしあえてここは改めてほしいというところはありますか。裁判官の問題というだけではなく、部屋の雰囲気など何でも結構です。

4 番

特には思いつきません。

司会者

ほかの裁判員の方を見ていての印象というか、そういうところでも何かないでしょうか。

4 番

特にありません。

司会者

法廷での進行はメディアの方も傍聴されていれば分かるところですが、評議のところでは、皆さんと裁判官しかいないところなので、参考となるご感想などがあれば何でも言っていただきたいと思います。

3番

私が最初に申し上げたのは正に評議のところでした。今の日本の社会、制度が非常に民主的というか、自由に言えるということを実感しました。そういう意味で裁判員制度の意味があると思いました。戦争を体験している者としては、大変に良い世の中になったという印象を持ちました。

1番

雰囲気もよく、全員が質問とか評議の話をされていて非常に良かったと思いました。裁判官もフォローしてくれて、聞くこともできたし、話すこともできたので良かったと思っています。

5番

私も議論のやり方と雰囲気は、それなりに経験に基づいてやられていると思うので、しっかりしたものだったと思います。ただ、自分の中で、弁論を聞いた段階で結論は決まっているのではないかと先入観を持っていたのですが、ある人の意見を聞くと、大きく揺れ動いて、なかなか結論を出すのが難しい作業だと感じました。

私の場合、強制わいせつ致傷で被害者は出廷しませんでした。もし、被害者が法廷に出ていたら、違ったことになっていたのかな、あるいは、犯罪について厳しい人が裁判員となっていたら、結論が変わっていたのかなと思いました。そういうことで、一人の人の罪なりが変わってしまってよいのか、こういう無作為で適当に選ばれた何の資質もない集団の判断で決めることが本当によいのか、私の担当した裁判は被告の方により結論となりましたが、すぐ後の沼

津ではかなり厳しい判決だったりとか、また数日前の裁判では死刑が言い渡されたと聞いて、裁判員が違っていれば結論が変わっていたのか、そういうもやもやした気持ちがありました。

司会者

ほかの事件を聞いてそういう思いを持たれたことはよく分かりました。ご自身の事件で何かそういう観点で不満とかは特にありませんでしたでしょうか。

5 番

被害者が出廷しなかったのも、私たちは、どちらかという、被告人やその両親を気の毒に感じて、そういう意味では緩い判決になったと思います。どちらかといえば、後で尾を引くような感じにはならなかったと感じています。

司会者

被害者に会うと感情が移入してしまうのではないかという心配がございましたのですね。

6 番

同じ事件で一緒に裁判員をやった人が20歳半ばの人で、同世代なので話しやすく意見も言いやすかったです。バラバラの世代の中でコミュニケーションが取れるか不安とかがありましたが、年齢とか近い人がいたので気持ちが楽でした。

司会者

判決書について聞きたいのですが、最終成果物としての判決書をご覧になって、評議の結果が反映されたのかも含め、疑問に思われるところがあればお聞かせください。

2 番

いまだに夢をみることがあるのですが、結論を決めるところまでは勘弁してもらいたいとずっと思っていました。最後、量刑を決めるところで非常に苦しかったです。本当の素人がそれもくじで決めた人間が、この人の人生を決める

のに、私で良かったのかと思いました。一番最後はとても苦しかったです。

【これから裁判員となられる方へのメッセージ】

司会者

ほかにはどうでしょうか。なければ、静岡管内では45件の判決が言い渡されて、これから判決を待っている事件や起訴される事件もありますので、これから裁判員になる人に向けて、お一人ずつ、経験者の立場からメッセージがあれば教えてください。

1 番

まず、逃げずに参加することが一番です。

2 番

義務だと思って裁判には参加しました。経験したことはとても良い勉強をさせていただいて視野が広がり、色々なことを考えるきっかけにもなりました。色々な方に経験してもらいたいと思います。

3 番

経験して良かったと思います。今までプロだけの世界とっていましたが、市民が参加できる社会になって良かったと思っています。選ばれた方は、積極的に参加してほしいと思います。

4 番

この制度がスタートしてまだ2年です。積極的に参加して市民の中に経験を伝えていくことで徐々に定着していくと思います。選ばれた方は、これをチャンスとして参加してもらいたいです。

5 番

今でも積極的に参加すればよいのか否かはっきりと分からない状況です。よく分からないのでコメントはないです。

6 番

私が色々言うことはできませんが、私ができるということはだれにでもでき

と思いますので、是非、積極的に参加してもらいたいと思います。

司会者

それでは、検察官や弁護士の方で何か6名の経験者の方にお尋ねしたいところがあればお願いします。

検察官

私の方からはありません。

弁護士

例えば、事実に争いがあった場合、ある事実があるか否かが争いになった事件について、本来、検察官が立証しなければなりません。最高裁判所の言葉で言えば、間違いない程度に証明できなければその事実を認めることができないという説明を裁判所から聞いたと思います。そこで、まず、そのようなことを理解して評議に臨まれたのか教えてください。

2番

裁判長が、初めになぜ黒の法服を着ているのかについて説明をしてくれました。相手の色に染まらないということを知らせてくれ、そこら辺もよく説明してくれました。

弁護士

次に、評議の内容などの守秘義務について、心理的な大きな負担を感じていらっしゃいますか。ご意見があれば教えてください。

1番

私の場合は、苦にはなりません。

5番

同じ意見ですが、公の場で話すとき、どこまで話して良いのか考えてしまいますが、その点を守秘にするという考え方については、違和感はないです。

司会者

私自身も裁判員制度の準備に携わっていましたが、2年を経て全国の裁判員

裁判をみると、まずは、全体的に順調な船出をしたと思います。なぜ順調な船出ができたかという点、第一に挙げられるのは、裁判員の方達の志の高さ、真摯な姿勢だと思います。本日の意見交換会も、裁判員制度に対して皆さんから示していただいた真摯な姿勢のおかげで行えたものだと思っています。そういう意味で、改めて感謝の意を表したいと思います。

他面、裁判員制度を続けていくためには、私たち法曹三者が現状に甘んじることなく、もっとグレードアップしていく必要があるのではないかと考えています。本日のご意見も参考にしながら、法曹三者で積極的に意見を交換し合っ
て裁判員裁判制度をより良いものにしていきたいと思っています。

本日は、誠にありがとうございました。これで意見交換会を終わらせていただきます。